

子ども・子育て支援に係る新型コロナウイルス感染症対策〔概要〕



佐世保市
子育て応援

子育て世帯への臨時特別給付金

1 目的・概要

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金を支給するもの。

2 対象者

令和2年4月分の児童手当受給者

※児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）

3 給付額

児童手当の支給対象児童一人当たり1万円

4 申請方法

公務員以外の一般受給者は、申請不要。（6月30日に支給済み）

公務員受給者は、申請が必要。（令和2年6月1日から9月30日まで）

5 支給状況

18,808件 3億3,693万円

※令和2年11月26日時点

※新生児等特別定額給付金

国の特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）の翌日から令和3年3月31日の間に出生した新生児等を育てる世帯等に対して、1人につき10万円の佐世保市独自の給付金を支給

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業

1 目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するもの。

2 対象者・給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

●基本給付 <給付額> 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
(※児童扶養手当に係る支給制限額未満の方に限る)

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

●追加給付 <給付額> 1世帯5万円

上記①②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方。

3 申請方法

上記①の基本給付は、申請不要。(8月11日に支給済み)

それ以外は、申請が必要。(令和2年8月3日から令和3年2月26日まで)

4 支給状況

基本給付 2,521件 1億6,985万円

追加給付 957件 4,785万円

※令和2年11月26日時点

妊産婦分娩前検査等及び感染症対策相談支援事業

1 目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況の中、感染が確認された妊産婦や里帰りが困難で家族等による支援を得られず不安を抱える妊婦等に対し、寄り添った支援を総合的に実施するもの。

2 事業の内容

【1】妊産婦分娩前検査等支援事業

① 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査

- 不安を抱える妊婦が希望する場合に、医療機関等において分娩前にPCR等検査のウイルス検査を実施するもの。

〔事業規模〕 25,280千円

② ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援

- 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、助産師や保健師等が、定期的な自宅への訪問や電話等により、不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添ったケアを実施するもの。

〔事業規模〕 502千円

【2】妊産婦への感染症対策相談支援事業

① オンラインによる保健指導等の実施

- 妊産婦等に対し、感染リスクの不安を和らげ、気軽に参加できるよう、オンラインによる保健指導を実施するとともに、オンラインによるプレパパ学級やマタニティ学級等の母子保健事業の展開を図るもの。

〔事業規模〕 727千円

② 里帰り出産が困難な妊産婦への育児等支援サービスの提供

- 里帰り出産が不可となった妊婦等を対象として、里帰りしなくても安心して産前・産後期を過ごせるよう、育児支援サービス等を市内10か所の事業所等において実施するもの。

〔事業規模〕 8,640千円